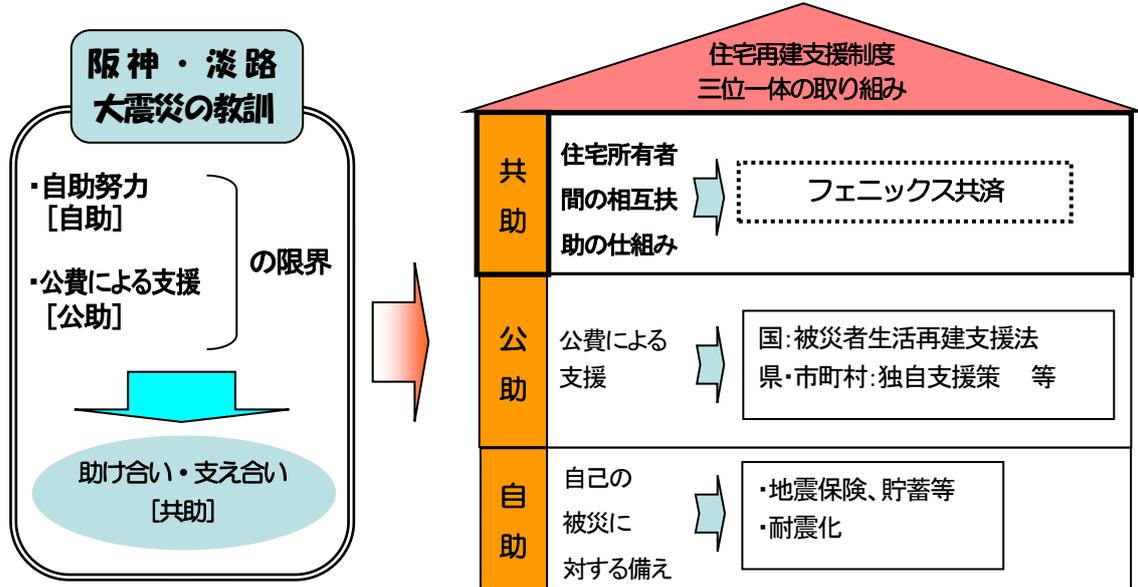


兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の概要

兵庫県は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえ、「自助」「公助」の限界を埋める「共助」の仕組みを創設しました。それが、自然災害で住宅に甚大な被害を受けた被災者の住宅再建を支援する、県民の助け合いの精神に基づく相互扶助の仕組みである兵庫県住宅再建共済制度（愛称：フェニックス共済）です。



【制度の概要】

兵庫県は、条例に基づいて共済制度を実施しており、制度の運営を公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金に委託しています。

(1) 住宅所有者加入

区 分	本 体	特 約
	半壊以上を対象とした制度	準半壊を対象とした制度
運用開始	平成17年9月	平成26年8月
対象の建物	全ての私有住宅 (併用住宅、賃貸住宅等を含む)	本体制度に加入している私有住宅(併用住宅、賃貸住宅等を含む)
加入者	住宅の所有者	本体制度加入者
対象災害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害	
共済負担金	1戸につき年額5,000円(加入初年度は月額500円(上限5,000円))	1戸につき年額500円(加入初年度は月額50円(上限500円))
共済給付金 (住宅1戸当たりの定額給付)	半壊以上の被害が対象	準半壊の被害が対象
再建等給付金	600万円	25万円
補修給付金	全壊で補修	—
	大規模半壊で補修	—
	中規模半壊で補修	—
	半壊で補修	—
	一部損壊で補修	25万円
居住確保給付金	10万円	10万円
そ の 他	①クレジットカード支払(H18.9～) ②インターネット申込み(H18.10～) ③郵便局での加入申込書の取次ぎ(H19.2～)	①クレジットカード支払 ②インターネット申込み(H26.8～) ③郵便局での加入申込書の取次ぎ

- (注) 1 上記の各給付金額は最大給付額であり、積立資産の範囲内での給付とする。
 2 県外での再建・購入の場合は、上記の1/2の給付とする。
 3 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。
 (1) 再建等給付金の給付は、県内での再建・購入に限る。
 (2) 居住確保給付金は給付されない。

(2) マンション共用部分加入

区 分	本 体	特 約
	半壊以上を対象とした制度	準半壊を対象とした制度
運 用 開 始	平成19年10月	平成26年8月
対 象 の 建 物	マンションの共用部分 (1棟単位)	本体制度に加入しているマンション の共用部分
加 入 者	マンションの管理者等	本体制度加入者
対 象 災 害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害	
共 済 負 担 金	年額2,400円/戸×住戸数 (月額200円/戸×月数×住戸数)	年額250円/戸×住戸数 (月額25円/戸×月数×住戸数)
共済給付金 (住宅1戸当たりの定額給付)	半壊以上の被害が対象	準半壊の被害が対象
再建等給付金	300万円×新築マンションの住戸数 (加入時の住戸数が上限)	12万5千円×新築マンションの住戸数 (加入時の住戸数が上限)
補修 給付 金	全壊で補修	100万円×加入時の住戸数
	大規模半壊で補修	50万円×加入時の住戸数
	中規模半壊で補修	25万円×加入時の住戸数
	半壊で補修	25万円×加入時の住戸数
	一部損壊で補修	—
そ の 他	口座振替	口座振替

(注) 1 上記の各給付金額は最大給付額であり、積立資産の範囲内での給付とする。

2 県外での再建・購入の場合は、上記の1/2の給付とする。

(3) 家財加入

運 用 開 始	平成22年8月	
対 象 の 家 財	住宅の中にある家財(併用住宅、賃貸住宅等を含む)	
加 入 者	住宅の所有者。ただし、賃貸住宅については借入者が加入。	
対 象 災 害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害	
共 済 負 担 金	住宅再建共済制度加入者	住宅再建共済制度非加入者
	1戸につき年額1,000円 (加入初年度は月額100円(上限1,000円))	1戸につき年額1,500円 (加入初年度は月額150円(上限1,500円))
共済給付金	床上浸水(水害以外は半壊)以上の被害を受けた住宅1戸当たりの定額給付	
全壊で補修・購入	50万円	
大規模半壊で補修・購入	35万円	
中規模半壊で補修・購入	25万円	
半壊で補修・購入	25万円	
床上浸水で補修・購入	15万円	
その他	①クレジットカード支払 ②インターネット申込み ③郵便局での加入申込書の取次ぎ	

(注) 上記の給付金額は最大給付額であり、積立資産の範囲内での給付とする。